

第33回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2023年6月16日（金曜日）午前10時

開催場所

長野県上田市天神4-24-1
上田東急REIホテル 3階『信濃』の間
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

議 案

第1号議案 取締役8名選任の件

第2号議案 監査役1名選任の件

目 次

第33回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	6
事業報告	13
連結計算書類	34
計算書類	36
監査報告	38

株主総会にご出席いただけない場合

書面（郵送）またはインターネット等により議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使期限

2023年6月15日（木曜日）午後6時まで

証券コード 4345
(発送日) 2023年5月31日
(電子提供措置の開始日) 2023年5月26日

株 主 各 位

長野県上田市古里115番地
株式会社 シーティーエス
代表取締役社長 横 島 泰 蔵

第33回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第33回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

https://www.cts-h.co.jp/ir/stock_information/



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/4345/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「シーティーエス」または「コード」に当社証券コード「4345」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日のご出席に代えて、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

[書面（郵送）による議決権行使の場合]

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年6月15日（木曜日）午後6時までに到着するようご返送ください。

[インターネット等による議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただき、画面の案内に従って、2023年6月15日（木曜日）午後6時までに議案に対する賛否をご入力ください。

インターネット等による議決権行使に際しましては、5頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

株主の皆様におかれましては、周囲の新型コロナウイルス感染状況や、ご自身の健康状態を考慮いただき当日のご出席についてご検討いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月16日（金曜日）午前10時
2. 場 所 長野県上田市天神4-24-1
上田東急REIホテル 3階『信濃』の間
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第33期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第33期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 取締役8名選任の件
 - 第2号議案 監査役1名選任の件

以 上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 書面（郵送）とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- ◎ インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- ◎ 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- ◎ 代理人が株主総会に出席される場合、当社定款第16条に基づき議決権を有する他の株主様1名とさせていただきます。なお、その際は、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- ◎ 株主総会のお土産はございません。あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。
- ◎ カメラ・スマートフォン・携帯電話などによる会場内の撮影や録音は、ご遠慮いただきますようお願い申し上げます。
- ◎ 書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
 - ① 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ② 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」これらの事項は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした、連結計算書類及び計算書類に含まれております。
- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、修正した旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎ 新型コロナウイルス感染防止への対応として、受付及び会場内にアルコール消毒液を準備いたします。なお、マスクの着用につきましては、株主様の健康状態等を考慮して、ご自身でご判断をお願いいたします。
- ◎ 株主総会に出席する運営スタッフは、マスクを着用して対応させていただきます。



議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



書面（郵送）で議決権を行使する方法

議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2023年6月15日（木曜日）
午後6時到着分まで



インターネット等で議決権行使する方法

次ページの案内に従って、各議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2023年6月15日（木曜日）
午後6時入力完了分まで



株主総会にご出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら、議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

2023年6月16日（金曜日）
午前10時

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書
株式会社シーティーエス 御中
株主総会日 議決権の数 XX 株
XXXXXXXXXX月XX日

議決権の数 XX 株

1. _____
2. _____

ログイン用QRコード
ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXX
パスワード XXXXX
株式会社シーティーエス

→ こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第2号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

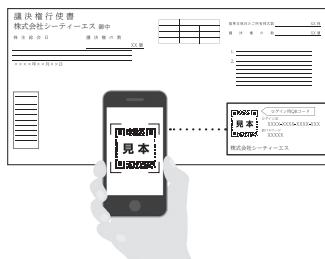
書面（郵送）及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

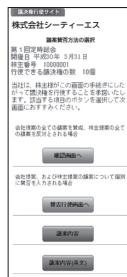
議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

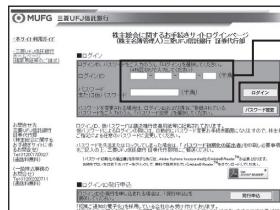
- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

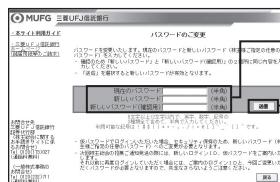
議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリック



「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する



「新しいパスワード」を入力
「送信」をクリック

- 4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役8名選任の件

現在の取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。
つきましては、取締役8名の選任をお願いするものであります。
取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	当社における地位 ・担当	当期における 取締役会への 出席状況	候補者属性
1	よこしま たいぞう 横島 泰蔵	代表取締役社長	12回/12回 (100%)	再任
2	あきやま ひでき 秋山 秀樹	取締役 営業部門統括	11回/12回 (92%)	再任
3	かない かずとし 金井 一智	取締役 事業部門統括	12回/12回 (100%)	再任
4	よこしま れん 横島 連	取締役 経営企画部門統括	12回/12回 (100%)	再任
5	きたはら まきお 北原 巻雄	取締役 経理財務部門統括	10回/10回 (100%)	再任
6	きしもと あきひこ 岸本 明彦	取締役	12回/12回 (100%)	再任 社外 独立
7	みやさか まさはる 宮坂 正晴	取締役	12回/12回 (100%)	再任 社外 独立
8	ひらの せいいち 平野 精一	取締役	9回/10回 (90%)	再任 社外 独立

再任 再任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所の定めに基づく独立役員

※北原巻雄氏及び平野精一氏の取締役会への出席状況は、取締役就任後において開催した取締役会を集計しております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	よこしま たいぞう 横島 泰蔵 (1960年6月9日生)	1980年 9月 当社入社 1990年 7月 当社取締役 1995年 7月 当社専務取締役 2001年 6月 当社代表取締役副社長 2003年 4月 当社代表取締役社長（現任） 2017年 1月 株式会社レンタライズ 代表取締役社長 株式会社CTSラインテック 代表取締役（現任） 2022年 6月 株式会社レンタライズ 代表取締役（現任）	76,800株
	<p>(選任理由)</p> <p>横島泰蔵氏は、2003年より代表取締役社長を務め、当社が目指すべき経営方針を掲げ、その実現に向けて強力なリーダーシップ・決断力を発揮し、業容を拡大してまいりました。同氏の経験・実績・識見を経営に活かすことにより、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上が図れると判断し、取締役候補者いたしました。</p>		
2	あきやま ひでき 秋山 秀樹 (1976年4月5日生)	2000年 7月 当社入社 2013年 7月 当社松本支店長 2017年 4月 当社執行役員（現任） 2019年 1月 当社東海営業部長 2019年 2月 当社近畿営業部長 2019年 6月 当社取締役 営業部門統括（現任） 2022年 1月 当社SMS事業統括部長（現任）	7,568株
	<p>(選任理由)</p> <p>秋山秀樹氏は、2000年に入社以来、一貫して営業部門に所属し、営業部門の責任者として業容の拡大に貢献してまいりました。現在は営業部門を統括する取締役として営業エリアの拡大及び営業体制の強化を推進しております。同氏の経験・実績・識見を経営に活かすことにより、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上が図れると判断し、取締役候補者いたしました。</p>		

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	かな い かず とし 金 井 一 智 (1977年11月29日生)	2002年 6 月 当社入社 2015年 6 月 当社事業統括本部 ITインフラチーム部長代理 2016年 4 月 当社システム事業推進部長 2017年 4 月 当社執行役員 (現任) 2018年 9 月 当社システム事業統括部長 (現 DDS事業統括部長) (現任) 2019年 6 月 当社取締役 事業部門統括 (現任)	17,068株
(選任理由) 金井一智氏は、2002年に入社以来、一貫して事業部門に所属し、DDS事業の責任者として業容の拡大に貢献してまいりました。現在は事業部門を統括する取締役として事業の拡大及び強化を推進しております。同氏の経験・実績・識見を経営に活かすことにより、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上が図れると判断し、取締役候補者といたしました。			
4	よこ しま れん 横 島 連 (1987年6月6日生)	2014年 1 月 当社入社 2017年 6 月 株式会社レンタライズ 取締役 2018年 1 月 当社経営企画部長 (現任) 2018年 4 月 株式会社CTSラインテック 取締役 (現任) 2018年 7 月 当社ハウス備品事業統括部長 (現 SH事業統括部長) (現任) 2019年 4 月 当社執行役員 (現任) 2020年 6 月 当社取締役 管理部門統括 2022年 6 月 株式会社レンタライズ 代表取締役社長 (現任) 2022年 8 月 当社取締役 経営企画部門統括 (現任)	3,963株
(選任理由) 横島連氏は、2014年に入社以来、一貫して経営企画部門に所属し、経営企画部門を統括する取締役として会社の経営基盤の強化に貢献してまいりました。また、SH事業の責任者として、収益の改善に取り組んでおります。同氏の経験・実績・識見を経営に活かすことにより、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上が図れると判断し、取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5	きたはらまきお 北原巻雄 (1976年8月9日生)	2001年 8月 当社入社 2017年 1月 当社経理財務部長 (現任) 2018年 4月 当社執行役員 (現任) 2022年 6月 当社取締役 経理財務部門統括 (現任)	61,725株
	(選任理由) 北原巻雄氏は、2001年に入社以来、一貫して経理財務部門に所属し、経理財務部門を統括する取締役として、会社の財務基盤の強化に貢献してまいりました。同氏の経験・実績・識見を経営に活かすことにより、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上が図れると判断し、取締役候補者いたしました。		
6	きしもとあきひこ 岸本明彦 (1953年1月1日生)	1971年 4月 本田技研工業株式会社入社 2006年 4月 同社南米本部地域事業企画室長 2008年 4月 日信工業株式会社入社 総務・経理・人材開発統括 2008年 6月 同社取締役 2011年 6月 同社常務取締役 経営管理本部長 2017年 6月 当社社外取締役 (現任)	1,799株
	(選任理由及び期待される役割の概要) 岸本明彦氏は、本田技研工業株式会社及び日信工業株式会社に在職中に、経営管理部門の取締役等の要職を歴任しており、企業経営に関する識見に基づき、当社取締役会において客観的な意見や意思決定を通じ、経営の監督を行っております。今後も公正な立場から当社取締役会の機能をさらに強化できるものと判断し、社外取締役候補者いたしました。同氏は現在、当社の社外取締役であります、その在任期間は本総会終結の時をもって6年となります。		
7	みやさかまさはる 宮坂正晴 (1953年1月29日生)	1975年 4月 信州ハム株式会社入社 2006年 9月 同社執行役員 営業本部長 2008年 9月 同社取締役 2010年 9月 同社常務取締役 2014年 9月 同社専務取締役 事業本部長 2016年 9月 同社代表取締役社長 2019年 6月 当社社外取締役 (現任) 2022年 9月 信州ハム株式会社 取締役会長 (現任)	1,000株
	(選任理由及び期待される役割の概要) 宮坂正晴氏は、現在信州ハム株式会社の取締役会長として活躍されており、企業経営に関する識見に基づき、当社取締役会において客観的な意見や意思決定を通じ、経営の監督を行っております。今後も公正な立場から当社取締役会の機能をさらに強化できるものと判断し、社外取締役候補者いたしました。同氏は現在、当社の社外取締役であります、その在任期間は本総会終結の時をもって4年となります。		

第2号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役芦田久氏は辞任により退任いたします。つきましては、あらたに、監査役1名の選任をお願いするものであります。当該監査役候補者の任期につきましては、当社定款の定めにより、芦田久氏の任期の満了する時までとなります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
よこ 横 山 たかし 隆 (1957年11月23日生)	1981年4月 株式会社八十二銀行 入行 1995年2月 同行から八十二キャピタル株式会社へ出向 2006年7月 同行から綿半ホールディングス株式会社へ出向 2009年7月 綿半ホールディングス株式会社に転籍 2015年6月 同社常勤監査役 2021年6月 同社取締役 常勤監査等委員(現任、2023年6月退任予定)	一株
(選任理由) 横山隆氏は、綿半ホールディングス株式会社において上場企業の監査役を務めており、現在も同社の取締役常勤監査等委員として活躍されております。また、株式会社八十二銀行では融資経験が長く、八十二キャピタル株式会社においては企業経営の支援、ベンチャー投資及びIPO・事業継承・M&Aのコンサル業務を経験しており、財務・会計に関する知見も十分に有しております。これらの経験をもって当社取締役の職務執行を監査できるものと判断し、社外監査役候補者といたしました。		

- (注) 1. 横山隆氏と、当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 横山隆氏は、社外監査役候補者であります。
3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりであります。なお、本議案が承認可決され、横山隆氏が監査役に選任された場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
4. 当社は本議案が承認可決され、横山隆氏が監査役に選任された場合は、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を同氏との間で締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額といたします。
5. 横山隆氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、本議案が承認可決され、同氏が監査役に選任された場合は、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

以上

<ご参考> 役員の構成

以下の役員の構成は本株主総会における第1号議案及び第2号議案が原案どおりご承認いただいた場合、並びに任期中の監査役について作成しております。

氏名	会社における 地位・担当	属性		経験・スキル等							多様性	
		社外	独立	企業経営	営業・ マーケティング	事業関連 知識	IT	財務・会計	人事・総務	法務・ コンプライ アンス	他業種・ 他業界 経験	海外経験
横島 泰蔵	代表取締役社長			●	●	●						
秋山 秀樹	取締役 営業部門統括				●	●						
金井 一智	取締役 事業部門統括					●	●				●	
横島 連	取締役 経営企画部門統括					●		●	●	●	●	
北原 巻雄	取締役 経理財務部門統括							●		●	●	
岸本 明彦	取締役	○	○	●				●	●	●	●	●
宮坂 正晴	取締役	○	○	●	●						●	
平野 精一	取締役	○	○	●	●	●	●		●	●	●	●
宮崎 剛	常勤監査役				●	●				●		
佐々木 弘道	監査役	○	○	●						●	●	
竹村 淳一	監査役	○	○	●				●			●	
横山 隆	監査役	○	○					●		●	●	

※上記一覧表は、各役員の有するすべての知見を表すものではありません。

第 33 期 事 業 報 告

(2022年4月1日から)
(2023年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（2022年4月1日～2023年3月31日）の当社グループの主要顧客である土木・建築業界を取り巻く環境に関し、公共投資については、国土強靱化計画に基づく防災対策等の対応が進められているものの、全体ではやや低調に推移しました。民間投資については、前連結会計年度と比較し、堅調に推移しました。他方で、新型コロナウイルスによる社会動向の変化、資材・エネルギー価格の高騰等の影響については、予断を許さない状況が続いております。

このような状況のなか、当社グループにおきましては、2021年3月期から2023年3月期までの3カ年を対象にした中期経営計画を策定しております。当社グループは建設ICTの専門企業として、その中核となる中期経営方針に下記の4項目を掲げるとともに、2023年3月期において達成すべき目標として3項目を設定しております。これらの方針を基に、目標を達成すべく事業を着実に展開してまいりました。

<中期経営方針>

- ・地場ゼネコンから広域ゼネコンへターゲット拡大
- ・土木系から建築系へ対象顧客の業種拡大
- ・DDS・SMS事業を中心とした独自商品・サービスの開発強化及びサポートの充実
- ・レンタルを基本とした営業・サポート体制の構築及び全国展開の推進

<中期経営目標>

- | | |
|------------------|-------------------------|
| ・主力商品・サービス売上高(※) | 75億円超 (2020年3月期対比 40%超) |
| ・営業利益率 | 25%超 |
| ・ROE | 20%超 |

- ※ 主力商品・サービスは、繰り返し利用が多い「レンタル」とその「付随商品・サービス」及び「内製サービス」により構成されています。

当連結会計年度の業績につきましては、主力商品・サービスの営業に注力した結果、既存顧客を中心に受注が順調に推移し、売上高は10,797百万円（前期比2.4%増）となりました。

利益面では、DDS事業を中心に付加価値の高い主力商品・サービスの売上高が堅調に推移し、売上総利益が5,447百万円（前期比4.2%増）となりました。また、販売費及び一般管理費は、主に処遇改善・人員増等による人件費の増加に加え、新規出店などの積極的な先行投資を含め、営業活動費用が増加したことから、2,755百万円（前期比5.9%増）となり、営業利益は2,691百万円（前期比2.4%増）となりました。経常利益については、営業外費用において、当社の持分法適用関連会社であるファイルフォース株式会社ののれんの減損を計上した一方、営業外収益において、純投資による有価証券売却益を計上したことから、経常利益は2,722百万円（前期比7.4%増）となりました。また、特別損失においては、DDS事業に関して事業戦略的に保有している株式会社トリプルアイズの有価証券について評価損が生じたものの、親会社株主に帰属する当期純利益は1,758百万円（前期比1.6%増）となり、前連結会計年度を上回る実績となりました。

なお、主力商品・サービスについては、主に既存顧客を中心に受注が堅調に推移したことにより、売上高は7,009百万円（前期比4.5%増）となりました。

当連結会計年度におけるセグメント別の概況は次のとおりであります。

区 分	期 別	第 32 期 (2021年 4 月 1 日から 2022年 3 月31日まで)		第 33 期 (2022年 4 月 1 日から 2023年 3 月31日まで)	
		売 上 高	構 成 比 率	売 上 高	構 成 比 率
D D S 事 業		百万円 5,328	% 50.5	百万円 5,689	% 52.7
S M S 事 業		3,594	34.1	3,642	33.7
S H 事 業		1,144	10.9	1,078	10.0
そ の 他		474	4.5	387	3.6
合 計		10,542	100.0	10,797	100.0

<DD S事業（デジタルデータサービス事業：Digital Data Service）>

当事業につきましては、クラウドストレージサービスを中心に業界に特化したITインフラサービス（情報共有システム、回線サービス、固定IP電話サービス、ネットワークカメラ、遠隔作業支援システム、システム機器等）のレンタル等に関して、建設業に特化したクラウドストレージサービス「Fileforce For Construction」及び映像サービスを主とした「DEクラウドサービス」を中心に商品開発・機能強化を継続しつつ、営業面ではクラウドストレージサービスを軸とした提案活動に注力してまいりました。その結果、既存顧客を中心に受注が堅調に推移し、当事業の売上高は5,689百万円（前年比6.8%増）となりました。利益面は、ITインフラサービスを主とした主力商品・サービス売上高の伸長により売上総利益が増加しました。また、営業活動費用の増加に加え、デジタル機器管理センターの体制強化に伴う人件費の増加などにより、販売費及び一般管理費も増加いたしました。売上総利益の増加が大きく、セグメント利益（営業利益）は1,732百万円（前期比7.3%増）となりました。

<SMS事業（測量計測システム事業：Surveying Measurement System）>

当事業につきましては、測量計測機器及び測量計測システム等のレンタル・販売に関して、レンタルを主とした主力商品・サービスの営業に注力してまいりました。その結果、レンタルについて、GeoPress Cloud等のICT施工関連の受注が低調だった一方で、ワンマン測量システム等の受注は既存顧客を中心に堅調だったことから、レンタル全体では堅調に推移しました。また、販売についても、受注が堅調に推移したことから、当事業の売上高は3,642百万円（前期比1.3%増）となりました。利益面は、レンタル資産の拡充に伴い、原価が増加したことにより売上総利益が減少しました。また、営業活動費用の増加に加え、測量機器管理センターの体制強化に伴う人件費の増加等により、販売費及び一般管理費も増加したことから、セグメント利益（営業利益）は678百万円（前期比5.8%減）となりました。

<SH事業（スマートハウス事業：Smart House）>

当事業につきましては、建設現場事務所用ユニットハウス及び什器備品等のレンタル・販売等に関して、販売案件が少なかったこと、また主力商品・サービスである自社レンタルの新規貸出及び稼働がやや低調に推移したことから、当事業の売上高は1,078百万円（前期比5.8%減）となりました。利益面は、利益率の低い販売の減少、自社レンタル単価の向上等により売上総利益率は改善したものの、売上の減少が大きく、売上総利益が減少したことから、セグメント利益（営業利益）は219百万円（前期比4.6%減）となりました。

<その他>

その他につきましては、売上高は387百万円（前期比18.2%減）となりました。セグメント利益（営業利益）は61百万円（前期比1.8%減）となりました。

(2) 設備投資等及び資金調達の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の総額は464百万円であります。その主な内訳は、DDS事業及びSMS事業のレンタル用資産である、建設現場向けITインフラ機器及び測量機器等の取得であります。これらの資産については自己資金及びリース契約により調達しております。

資金調達の状況につきましては、特記すべき事項はありません。

(3) 対処すべき課題

当社グループの主要顧客である土木・建築業界に関しましては、引き続き災害復旧・防災等（国土強靱化）に関する工事が見込まれることから、公共投資を中心に底堅く推移するものと予想されます。また、資材価格・人件費の高騰に加え、2024年4月より建設業における働き方改革関連法の適用が予定されているなど、これらについて工事発注へ影響が懸念される一方、より建設業におけるICTの活用が進むことが期待されます。

このような状況を踏まえ、当社グループにおきましては、2024年3月期から2026年3月期までの3カ年を対象とした新たな中期経営計画を策定いたしました。本中期経営計画におきましては、これまでのハード主体のレンタル企業から、「データ・情報関連サービスを統合的に提供する建設ICTの専門企業」へと会社の在り方を大きく変えてまいります。その中核となる中期経営方針については、「どこへ・何を・どのように」提供していくかという観点に基づいて下記の5項目に整理するとともに、2026年3月期において達成すべき目標として5項目を掲げました。これらの方針を基に、目標を達成すべく事業を着実に展開してまいります

■どこへ

① 地場ゼネコンから広域ゼネコンへターゲット拡大

全国32支店のネットワークを活かし、広域で事業を営んでいる顧客の獲得をより推進し、業容の拡大に努めてまいります。

② 土木系から建築系へ対象顧客の業種拡大

これまでの土木工事を中心とした顧客への営業活動に加えて、建築工事、電気・管等の設備工事等の新規顧客の開拓を積極的に行い業容の拡大に努めてまいります。

■何を

③ ハード主体のITインフラサービスからデータ・情報関連が中心のデジタルデータサービスへ（サイトアシストサービスの提供）

複合機等に代表されるハードのレンタルサービスから、「クラウドストレージサービス」、「クラウド映像サービス」、「通信・ネットワークサービス」などを統合的に提供する「サイトアシストサービス(※)」を通じ、データ・情報の利活用に重点を置いたサービス提供への業態転換を図ってまいります。

※クラウドアプリを中心に、現場を遠隔地より支援していくための統合的なサービス体系

■どのように

④ マーケティング・インサイドセールス機能の強化（専門部署の設置）

営業部門内にマーケティング機能を集約・専門化した営業企画推進部を設置し、より積極的かつ効率的なマーケティング活動及びインサイドセールスを行い、営業活動全体の効率化を推進してまいります。

⑤ DDS事業により、顧客開拓・顧客基盤の構築を推進

「クラウドストレージサービス」、「クラウド映像サービス」、「通信・ネットワークサービス」など、様々な建設現場において広く活用が見込まれるDDS事業のサービスを中核に置くことで新規顧客の開拓と、データ・コミュニケーションサービスの提供を通じた継続的な取引による顧客基盤の構築を積極的に推進してまいります。その中で、支店営業活動においては直接的なユーザーとなる現場代理人の管理によるリピート率向上と水平展開による効率的な顧客開拓を行ってまいります。また、主に「クラウドストレージサービス」、「クラウド映像サービス」を中心に、企業の財産となる情報の利活用を推進するサービスという点を活かし、現場単位の取引にとどまらず、BtoB契約による取引を拡大させることで生産性の向上を図ってまいります。

<中期経営目標>

売上高	営業利益	営業利益率	ROE	リピート率(※)
140億円 2023年3月期比 +30%	36億円 2023年3月期比 +30%	25%超	20%超	90%超

※リピート率は、直接的なユーザーである現場代理人を対象に、下記の計算式で算出しております。

リピート率 =

前期取引があり、かつ当期取引があった現場代理人数 ÷ 前期取引があった現場代理人数

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分 \ 期 別	第30期 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)	第31期 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)	第32期 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)	第33期 (2022年4月1日から 2023年3月31日まで)
売 上 高(百万円)	9,172	9,968	10,542	10,797
経 常 利 益(百万円)	1,818	2,127	2,535	2,722
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	1,248	1,456	1,731	1,758
1株当たり 当期純利益金額(円)	29.24	34.14	40.80	41.51
総 資 産(百万円)	11,720	13,115	14,361	14,741
純 資 産(百万円)	7,842	8,789	9,743	10,582

(注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を前連結会計年度の期首から適用しており、前連結会計年度以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

2. 1株当たり当期純利益金額は、期中平均発行済株式総数により算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分 \ 期 別	第30期 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)	第31期 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)	第32期 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)	第33期 (2022年4月1日から 2023年3月31日まで)
売 上 高(百万円)	8,699	9,421	10,121	10,445
経 常 利 益(百万円)	1,681	2,412	2,511	2,855
当 期 純 利 益(百万円)	1,163	1,788	1,773	1,704
1株当たり 当期純利益金額(円)	27.26	41.92	41.80	40.21
総 資 産(百万円)	11,261	13,017	14,289	14,553
純 資 産(百万円)	7,476	8,755	9,752	10,535

(注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を前事業年度の期首から適用しており、前事業年度以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

2. 1株当たり当期純利益金額は、期中平均発行済株式総数により算出しております。

(5) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主な事業内容
株式会社 レンタライズ	50百万円	100%	ユニットハウス・関連備品のレンタル及び販売等
株式会社 C T S ラインテック	50百万円	100%	交通安全・環境関連の工事等

(6) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

事業名	事業内容
D D S 事業	●クラウドストレージサービスを中心に、業界に特化したITインフラサービス (情報共有システム・回線サービス・固定IP電話サービス・ネットワークカメラ・ 遠隔作業支援システム・システム機器等) のレンタル及び販売
S M S 事業	●MDTS・GNSS等によるワンマン測量システム等 (基本分野) ●転圧管理システム・3Dスキャナー ●3D計測・データ作成代行等のICT施工関連システム・サービス(ICT分野) のレンタル及び販売
S H 事業	●建設現場向けユニットハウス及び什器備品のレンタル及び販売

(7) 主要な事業所 (2023年3月31日現在)

① 当社

本 社	長野県上田市古里115番地			
支 店	札幌支店	旭川支店	帯広支店	盛岡支店
	仙台支店	山形支店	郡山支店	水戸支店
	宇都宮支店	前橋支店	埼玉支店	千葉支店
	東京支店	新潟支店	富山支店	金沢支店
	甲府支店	長野支店	松本支店	岐阜支店
	浜松支店	名古屋支店	津支店	京都支店
	大阪支店	神戸支店	広島支店	福岡支店
	大分支店	熊本支店	鹿児島支店	那覇支店

② 子会社

会社名	区分	所在地
株式会社レンタライズ	本社	長野県上田市
株式会社CTSラインテック	本社	長野県上田市

(8) 従業員の状況 (2023年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
286名	7名増

(注) 従業員数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
254名	7名増	41.9歳	9.2年

(注) 従業員数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は含んでおりません。

(9) 主要な借入先 (2023年3月31日現在)

該当事項はありません。

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2023年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 152,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 42,379,155株 (自己株式1,020,845株を除く。)
- (3) 株主数 6,171名 (前期末比1,338名増)
- (4) 単元株式数 100株
- (5) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 株	持株比率 %
有限会社 横島	16,000,000	37.8
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社 (信託口)	3,823,400	9.0
株式会社 日本カストディ銀行 (信託口)	2,516,300	5.9
GOVERNMENT OF NORWAY	863,200	2.0
株式会社 八十二銀行	835,200	2.0
KIA FUND 136	766,400	1.8
猪股和典	666,000	1.6
シーティーエス社員持株会	648,800	1.5
株式会社 三井住友銀行	640,000	1.5
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140040	444,634	1.0

- (注) 1. 自己株式1,020,845株は上記から除いております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

- (6) **その他株式に関する重要な事項**
該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2023年3月31日現在)

地	位	氏	名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 社 長		横 島 泰 蔵		株式会社レンタライズ 代表取締役 株式会社CTSラインテック 代表取締役
取 締 役		秋 山 秀 樹		営業部門統括 執行役員 (兼) SMS事業統括部長
取 締 役		金 井 一 智		事業部門統括 執行役員 (兼) DDS事業統括部長
取 締 役		横 島 連		経営企画部門統括 執行役員 (兼) 経営企画部長 (兼) SH事業統括部長 株式会社レンタライズ 代表取締役社長
取 締 役		北 原 巻 雄		経理財務部門統括 執行役員 (兼) 経理財務部長
取 締 役		岸 本 明 彦		
取 締 役		宮 坂 正 晴		信州ハム株式会社 取締役会長
取 締 役		平 野 精 一		ヒロセ株式会社 代表取締役社長
常 勤 監 査 役		宮 崎 剛		株式会社レンタライズ 監査役 株式会社CTSラインテック 監査役
監 査 役		芦 田 久		
監 査 役		佐 々 木 弘 道		弁護士法人佐々木法律事務所 代表社員
監 査 役		竹 村 淳 一		税理士法人UMパートナーズ 代表社員

- (注) 1. 監査役水沢健時氏は、2022年6月17日開催の第32回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。
2. 取締役北原巻雄氏、取締役平野精一氏及び監査役竹村淳一氏は、2022年6月17日開催の第32回定時株主総会において新たに選任され、同日付で就任いたしました。
3. 取締役岸本明彦氏、取締役宮坂正晴氏及び取締役平野精一氏は、社外取締役であります。
4. 監査役芦田久氏、監査役佐々木弘道氏及び監査役竹村淳一氏は、社外監査役であります。
5. 当社は、2013年11月13日付けで監査役芦田久氏、2014年6月13日付けで監査役佐々木弘道氏、2017年6月23日付けで取締役岸本明彦氏、2019年6月19日付けで取締役宮坂正晴氏を2022年6月17日付けで取締役平野精一氏及び監査役竹村淳一氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 監査役竹村淳一氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役、監査役および執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者がその地位に基づいて行った不当な行為に起因して、被保険者に損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が被る損害賠償金・訴訟費用が補填されることとなります。ただし、被保険者の職務の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が違法に利益または便宜を得た行為、犯罪・不正・詐欺に係わる行為、または法令・規則及び取締役法規に違反することを認識しながら行った行為に起因して、被保険者に損害賠償請求がなされた場合には補填の対象としないこととしております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係わる取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、当該方針に沿うものであることを判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりであります。

イ. 役員報酬の基本方針

- ・ 当社の取締役の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、担当職務、企業価値向上に対する貢献度、会社業績等を勘案し決定する。

ロ. 報酬の種類と構成割合

- ・ 業務執行機能を担う社内取締役の報酬は、当面の間、固定報酬としての基本報酬の支払いのみとする。なお、業績連動報酬（短期インセンティブ）である役員賞与及び非金銭報酬（中長期のインセンティブ）である株式報酬等の導入については、今後の中で必要に応じて検討する。
- ・ 監督機能を担う社外取締役については、その職責に鑑み、固定報酬としての基本報酬の支払いのみとする。
- ・ 報酬の種類別の割合は、業績連動報酬等を導入する時点で検討する。
- ・ 執行役員を兼務する取締役については、業務執行の貢献度に応じて使用人としての賞与を支払う。

ハ. 報酬の支払時期・条件

- ・基本報酬（固定報酬）：月次にて金銭で支払う。

二. 取締役の個人別報酬の決定方法

- ・取締役の個人別の報酬については、「役員報酬の基本方針」及び「報酬の種類と構成割合」の内容に基づき、代表取締役社長・担当取締役・社外取締役が具体的内容について協議の上、取締役会にて決定する。

ホ. 上記のほか報酬等の決定に関する事項

- ・監査役の報酬額は、主として遵法監査を担うという監査役の役割に照らし、基本報酬のみの支払いとする。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬 (短期インセンティブ)	非金銭報酬 (中長期インセンティブ)	
		固定報酬	役員賞与	株式報酬等	
社 内 取 締 役	57百万円	57百万円	—	—	5名
社 外 取 締 役	6百万円	6百万円	—	—	3名
社 内 監 査 役	6百万円	6百万円	—	—	1名
社 外 監 査 役	5百万円	5百万円	—	—	4名
合 計	75百万円	75百万円	—	—	13名

- (注) 1. 社内取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 社外監査役の報酬等の総額には、直前の定時株主総会終結の時をもって退任した、監査役1名への報酬額が含まれております。
3. 取締役の金銭報酬の額は、2011年6月17日開催の第21回定時株主総会において、年額1億5,000万円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、4名です。
4. 監査役の金銭報酬の額は、2011年6月17日開催の第21回定時株主総会において、年額2,400万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	兼職先	兼職内容	兼職先との関係
取締役	宮坂正晴	信州ハム株式会社	取締役会長	当社と同社との間には特別の利害関係はありません。
取締役	平野精一	ヒロセ株式会社	代表取締役社長	当社と同社との間には特別の利害関係はありません。
監査役	佐々木弘道	弁護士法人 佐々木法律事務所	代表社員	当社と同弁護士法人との間には特別の利害関係はありません。
監査役	竹村淳一	税理士法人 UMパートナーズ	代表社員	当社と同税理士法人との間には特別の利害関係はありません。

② 当事業年度中の主な活動状況

氏名	地位	主な活動状況
岸本明彦	取締役	当事業年度において開催した取締役会12回すべてに出席し、企業経営に関する識見に基づき、客観的な意見や意思決定を通じ、経営の監督を行っております。
宮坂正晴	取締役	当事業年度において開催した取締役会12回すべてに出席し、企業経営に関する識見に基づき、客観的な意見や意思決定を通じ、経営の監督を行っております。
平野精一	取締役	社外取締役就任後において開催した取締役会10回のうち9回に出席し、企業経営に関する識見に基づき、客観的な意見や意思決定を通じ、経営の監督を行っております。
芦田久	監査役	当事業年度において開催した取締役会12回すべてに出席するとともに、企業経営経験の観点から中立かつ客観的な立場に立ち、意見・助言を行っております。 また、当事業年度において開催した監査役会13回すべてに出席し、監査は経営執行面を主体に監視・検証を行っております。
佐々木弘道	監査役	当事業年度において開催した取締役会12回のうち11回に出席し、弁護士としての専門的見地から、経営上有用な意見・助言を行っております。 また、当事業年度において開催した監査役会13回のうち12回に出席し、監査は法務面を主体に監視・検証を行っております。
竹村淳一	監査役	社外監査役就任後において開催した取締役会10回すべてに出席し、税理士としての専門的見地と経営指導経験の観点から、経営上有用な意見・助言を行っております。 また、社外監査役就任後において開催した監査役会10回すべてに出席し、監査は財務面を主体に監視・検証を行っております。

③ 報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
社外役員報酬等の総額	7名	12百万円

(注) 上記には、直前の定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名への支給額が含まれております。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、各社外取締役及び各社外監査役ともに同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 企業価値の向上と企業としての社会的責任を果たすため、コンプライアンス規程等により周知徹底し、法令及び定款に適合する体制を構築する。
- ② 取締役会は、取締役相互に業務執行状況を監督し、適切な業務執行と法令違反行為の防止・抑制のための体制整備に努める。
- ③ 内部監査規程に基づき、コンプライアンスの状況を監査し社長に報告する。問題が発生した場合は、取締役会及び監査役に報告し早期是正に努める。
- ④ 使用人が法令・定款に違反する行為を発見した場合の報告体制として内部通報制度を整備し、その通報者の保護を図る。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 法令等に定める文書及び社内重要文書・情報等は文書管理規程の定めに基づき、適切な保存・管理を行う。
- ② 電磁的記録等の情報に係る管理は、情報システム管理基本規程・情報セキュリティー基本規程等に基づき、情報保存方法・媒体への対応、漏洩防止対策を行うとともに、必要に応じて見直しを図る。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 業務執行に係るリスク把握・管理に関するリスク管理規程に基づき、全社・部門別に担当部署を定め、適切に対応できる体制の構築とその整備を図る。
- ② 不測・緊急事態の発生に対応する非常事態管理規程に基づき、損害の拡大を最小限にとどめるリスク管理体制の構築に努める。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は、取締役会規程に基づき月1回の定時に開催するほか必要に応じて適宜開催し、重要事項等に関する迅速な意思決定を行う。
- ② 取締役の業務遂行については、業務分掌規程・職務権限規程等に所管業務・担当部署に係る責任と権限を定め、迅速・着実に執行する。必要に応じてこれらの諸規定を見直し、効率的な業務執行を維持する。
- ③ 業務執行上の責任を明確にするため、取締役の任期を1年と定める。

(5) 当社及び連結子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 連結子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告については、当社が定める関係会社管理規程等に基づき、業務の執行の状況を管理する体制を構築する。
- ② 当社及び連結子会社の損失の危険の管理については、リスク管理規程に基づき、統括部署が一元的に管理する。
- ③ 連結子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、経営状況を的確に把握する重要事項を取締役会等へ報告する体制を整備し、当社との連携を図る。
- ④ 連結子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、内部監査、監査役監査等により、業務の適正を検証する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

現在、当社は監査役を補助する使用人を配置していないが、監査役から要請を受けた場合には監査役と協議のうえ配置する。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役を補助する使用人をおく場合は、当該使用人は業務執行上の指揮命令系統に属さず、監査役の指示命令に従うものとする。
- ② 当該使用人の人事異動、人事考課、処罰等の決定に関しては、事前に監査役の同意を得るものとする。

(8) 当社及び連結子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

- ① 当社及び連結子会社の取締役及び使用人は、当社又は連結子会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実、違法・不正な行為があることを発見したときは速やかに監査役へ報告を行う。
- ② 監査役は、重要会議に出席し意見聴取を行うとともに、必要あるときは当社及び連結子会社の取締役及び使用人にいつでも報告を求めるものとする。
- ③ 当社及び連結子会社は、監査役への報告を行った者に対し、不利な取り扱いを行わない。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、当社及び連結子会社の代表取締役と重要課題について定期的に意見交換を行う。また、財務上の問題点については、監査法人と定期的な意見交換を行う。
- ② 監査役は、監査室と連携を保つとともに、必要に応じて調査を求めることができる。
- ③ 監査役が、職務の執行について生ずる費用の前払等を請求したときは、速やかに費用又は債務を処理する。

(10) 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムの運用を行う。

また、その仕組が適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う。

(11) 反社会的勢力の排除に向けた体制

- ① 反社会的勢力に対し毅然とした態度で臨み、同勢力からの不当な要求には断固として拒絶する。
- ② 社会良識を備えた企業市民としての行動規範を遵守し、同勢力に対して警察等との連携強化等を図る体制を整備する。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 内部統制システム

内部統制システム全般の整備・運用状況を監査室がモニタリングし、改善を進めております。

(2) コンプライアンス

企業価値の向上と企業としての社会的責任を果たすため、コンプライアンス規程等を整備するとともに、コンプライアンス研修を定期的実施し、法令及び定款を遵守するための取組みを継続的に行っております。

また、内部通報制度を整備し、周知することでコンプライアンスの実効性向上に努めております。

(3) リスク管理体制

リスク管理について定めるリスク管理規程に基づき、部署ごとにリスク管理責任者を定め、業務上想定されるリスクへの対応を行っており、担当部署において検証及び見直しをはかっております。

(4) 監査体制

監査役の監査については、監査役会において定めた監査計画に基づいた監査を行うとともに、会計監査人及び監査室と定期的に情報交換を実施しております。

また、内部監査については、監査室が作成した内部監査計画に基づき、会計監査、業務監査、システム監査を実施しております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営方針のひとつに定めております。第一に、積極的に事業を展開し、企業全体としての価値の向上を目指します。第二に、企業活動により得た利益に関しては、業績に連動した配当により還元を行います。以上により、将来の利益創造と、現在の利益配分の実現を目指します。

当社の配当政策は、安定配当の考え方を採用せず、経営基盤の一層の強化と事業拡大に必要な内部留保の充実を考慮したうえで、業績に連動する利益還元を行うことを基本方針にしております。期間における自己資本と他人資本の両経営資源活用の最終成果である当期純利益と、決算期末における財政状態に占める自己資本と他人資本の構成に応じて、配当性向及び配当金額を算出することとしており、具体的運用基準を次のように定めております。

■具体的運用基準

< 1株当たり中間配当金の算出方法 >

- ・期首において計算した1株当たり年間配当金の1/2とします。
- ・1株当たり中間配当金の1円未満は切り捨てして算出しております。

< 1株当たり期末配当金の算出方法 >

- ・配当金の原資は、税引き後の当期純利益とします。
- ・当社所定の計算基準により配当性向を決定します。
配当性向 = 自己資本比率 × 0.5 + (1 - 自己資本比率) × 0.2
- ・配当金総額の計算を次の算式により行います。
配当金総額 = 当期純利益 × 配当性向 - 中間配当金総額
- ・1株当たり期末配当金の計算を、次の算式により行います。
1株当たり期末配当金 = 配当金総額 ÷ 発行済株式総数

< その他 >

- ・その他配当金計算に関する詳細は当社内規に基づいて行われます。
- ・特別な貸借等の特殊要因により自己資本比率が大きく変動する事業年度については、その影響を考慮し、配当性向を決定します。
- ・特別な損益等の特殊要因により税引き後の当期純利益が大きく変動する事業年度については、その影響を考慮し、配当額を決定します。
- ・1株当たり配当金の10銭未満は切り上げして算出しております。

当期末配当金につきましては、上記の配当政策を基に算出しており、取締役会の決定により、1株当たり11円50銭（普通配当9円00銭，記念配当2円50銭）とさせていただきます。年間配当金は、1株当たり中間配当金10円50銭（普通配当8円00銭，記念配当2円50銭）を含め、前期に対し4円00銭増配の1株当たり22円00銭となりました。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	8,710	流動負債	2,745
現金及び預金	6,272	買掛金	481
受取手形及び売掛金	1,672	電子記録債務	592
棚卸資産	366	リース債務	767
その他	401	未払法人税等	499
貸倒引当金	△2	その他	404
固定資産	6,031	固定負債	1,413
有形固定資産	3,671	リース債務	1,183
レンタル資産	43	その他	230
建物及び構築物	662	負債合計	4,159
土地	1,022	(純資産の部)	
リース資産	1,916	株主資本	10,437
その他	26	資本金	3,000
無形固定資産	113	利益剰余金	8,159
投資その他の資産	2,245	自己株式	△722
投資有価証券	2,140	その他の包括利益累計額	144
その他	112	その他有価証券評価差額金	144
貸倒引当金	△7	純資産合計	10,582
資産合計	14,741	負債・純資産合計	14,741

連結損益計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		10,797
売上原価		5,350
売上総利益		5,447
販売費及び一般管理費		2,755
営業利益		2,691
営業外収益		
受取配当金	106	
投資有価証券売却益	181	
その他	6	293
営業外費用		
支払利息	48	
持分法適用による投資損失	197	
租税公課	18	263
経常利益		2,722
特別損失		
投資有価証券評価損	60	60
税金等調整前当期純利益		2,661
法人税、住民税及び事業税	903	
法人税等調整額	△0	902
当期純利益		1,758
親会社株主に帰属する当期純利益		1,758

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	8,359	流動負債	2,717
現金及び預金	5,990	買掛金	496
受取手形	205	電子記録債務	592
売掛金	1,421	リース債務	764
棚卸資産	344	未払金	76
前払費用	46	未払費用	79
その他	354	未払法人税等	472
貸倒引当金	△2	前受金	0
固定資産	6,194	預り金	11
有形固定資産	3,615	その他	224
レンタル資産	5	固定負債	1,300
建物	618	リース債務	1,176
構築物	43	資産除去債務	8
機械及び装置	0	その他	114
車両運搬具	10	負債合計	4,017
工具、器具及び備品	7	(純資産の部)	
土地	1,022	株主資本	10,391
リース資産	1,906	資本金	3,000
無形固定資産	113	利益剰余金	8,113
借地権	3	利益準備金	68
ソフトウェア	102	その他利益剰余金	8,045
その他	7	固定資産圧縮積立金	181
投資その他の資産	2,466	別途積立金	108
投資有価証券	2,140	繰越利益剰余金	7,755
関係会社株式	261	自己株式	△722
繰延税金資産	1	評価・換算差額等	144
その他	70	その他有価証券評価差額金	144
貸倒引当金	△7	純資産合計	10,535
資産合計	14,553	負債・純資産合計	14,553

損 益 計 算 書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		10,445
売 上 原 価		5,370
売 上 総 利 益		5,074
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,558
営 業 利 益		2,516
営 業 外 収 益		
受 取 配 当 金	217	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	181	
そ の 他	5	403
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	46	
租 税 公 課	18	64
経 常 利 益		2,855
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	60	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	355	415
税 引 前 当 期 純 利 益		2,439
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	843	
法 人 税 等 調 整 額	△107	735
当 期 純 利 益		1,704

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2023年5月15日

株式会社シーティーエス
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
長野事務所

指定有限責任社員 公認会計士 下 条 修 司
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 小 堀 一 英
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社シーティーエスの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社シーティーエス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類

を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2023年5月15日

株式会社シーティーエス
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
長野事務所

指定有限責任社員 公認会計士 下 条 修 司
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 小 堀 一 英
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社シーティーエスの2022年4月1日から2023年3月31日までの第33期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を

作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第33期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月19日

株式会社シーティーエス 監査役会

常勤監査役 宮崎 剛 ㊟

社外監査役 芦田 久 ㊟

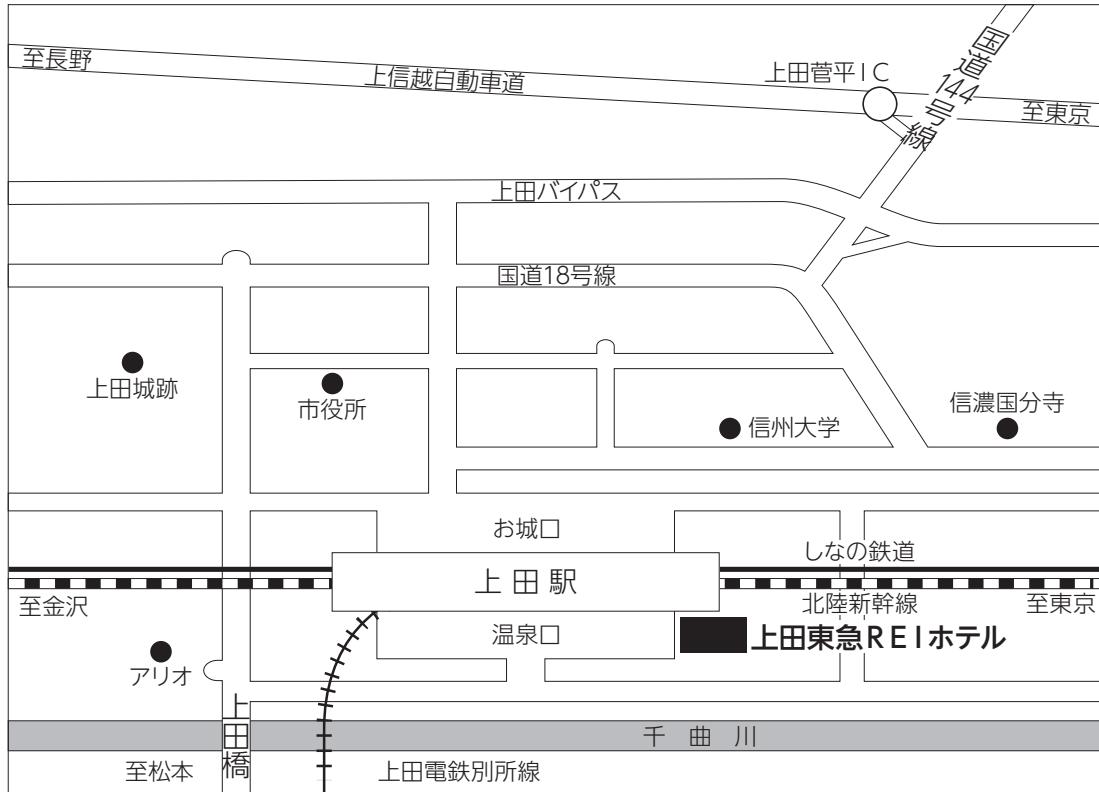
社外監査役 佐々木 弘道 ㊟

社外監査役 竹村 淳一 ㊟

以上

定時株主総会会場ご案内図

長野県上田市天神4-24-1
上田東急REIホテル 3階『信濃』の間
TEL：0268-24-0109（代）



- お車をご利用の場合：上信越自動車道 上田菅平インターチェンジより約15分
- 北陸新幹線・しなの鉄道をご利用の場合：上田駅温泉口より徒歩1分

【お問い合わせ先】株式会社シーティーエス 経営企画部 TEL：0268-26-3700（代）



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

